

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）における対象感染症の追加について

健康生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）における対象感染症の追加について

背景

- iCROWNへの登録対象は、令和7年4月末時点で、重症急性呼吸器感染症（SARI）※1、エムポックス、原因不明の小児急性肝炎※2のほか、入国時感染症ゲノムサーベイランス事業で採取した検体※3である。
 - ※1 COVID-19含む
 - ※2 原因不明の肝炎を呈する入院例のうち、症例定義(①16歳以下、②入院症例、③ASTあるいはALT500U/Lを超える、④A～E肝炎が否定される)を満たす症例
 - ※3 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）において、発熱・咳などの症状のある者から採取した検体
- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）」及び「健康・医療戦略（令和7年2月18日閣議決定）」「医療分野研究開発推進計画（令和7年2月18日健康・医療戦略推進本部決定）」において、重点感染症を対象とした危機対応医薬品等の研究開発を推進することとされている。
- 第94回 厚生科学審議会感染症部会（令和7年3月26日）において、重点感染症の該当性の判断要素と考慮すべき事項を整理の上、重点感染症リストを見直した。

対応（案）

第94回 厚生科学審議会感染症部会（令和7年3月26日）において、見直した重点感染症を【iCROWNの対象感染症】※とし、参画医療機関から登録された臨床情報や検体等をデータベース化し、利活用を推進する。

※ iCROWN事務局において、収集体制が整った重点感染症から順次収集を進めていくこととする